

# 定 款

制定 平成 25 年 4 月 1 日

変更 令和 3 年 5 月 26 日

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人科学技術と経済の会という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(支部)

第 3 条 この法人は、理事会の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。

## 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 4 条 この法人は、産業界、学界、官界等の科学技術と経済の分野における有識者の連絡協調を促進し、内外の科学技術と経済に関する諸問題について調査研究し、これによって、わが国の科学技術の振興をはかり、以て国民経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 5 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 科学技術及び経済に関する調査会、懇談会、討論会及び講演会による経営研究会の実施。
- (2) 機関誌「技術と経済」等による広報活動。
- (3) 科学技術の普及及び啓発活動としての図書及び資料の整備・出版、シンポジウムの開催並びに支部活動の促進。
- (4) 国際交流の促進。
- (5) 技術革新及び経済に及ぼす影響に関する調査研究。
- (6) 前各号に掲げるもののほかこの法人の目的を達成するために必要な事業。

2 前項の事業は、本邦及び海外で行う。

## 第 3 章 会員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の通りとする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、入会した個人会員及び法人会員の両者を総称し「正会員」という。
  - ・個人会員：この法人の目的に賛同し入会した個人。

・法人会員：この法人の目的に賛同し入会した法人又は団体。

(2) 名誉会員 この法人に対する功績が顕著な者で、理事会の承諾を得て総会の議決をもって推薦された者。

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第7条 正会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承諾を受けなければならない。

2 名誉会員は理事会の承諾を得て総会の議決をもって推薦された者が会員となるものとする。

(会費)

第8条 この法人の正会員は、別途総会の決議した会費を支払わなければならない。

2 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

3 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(資格の喪失)

第9条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または法人である会員が解散したとき。

(3) 除名されたとき。

(任意退会)

第10条 会員が退会しようとするときは、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、除名することができる。この場合、総会で議決する前に総会の場においてその会員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき。

(2) この法人の会員としての義務に違反したとき。

(3) 会費を2年以上滞納したとき。

## 第4章 総会

(構成)

第12条 総会はすべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

- (2) 理事及び監事の選任又は解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 合併及び解散、残余財産の処分
  - (5) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- (開催)

第14条 総会は、毎事業年度終了後3カ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

- 2 総会の招集は、正会員に対し、総会の日時、場所及び目的等を記載した書面をもって、総会の日の7日前までに通知を発しなければならない。
- 3 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。  
なお、この場合にあつては、請求の日から30日以内に招集しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会の議決権は、正会員1名及び1社につき其々1個保有するものとする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総会の議決権の過半数を有する正会員が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 2 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 合併及び解散
  - (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理及び書面決議)

第19条 総会に出席できない正会員は、他の会員を代理人として総会の議決権を行使することができる。この場合において、当該会員は、代理人を証明する書面をあらかじめ提出しなければならない。

(議事録)

第20条 議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、主たる事務所に備え置かねばならない。

- 2 作成された議事録は、議長及び当該会議において選任された出席者の代表2名以上が記名押印する。

## 第5章 役員及び職員

(役員)

第21条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上 20名以内

(2) 監事 3名以内

2 上記理事のうち会長1名、副会長3名以内、専務理事1名及び常務理事2名以内とする。

3 前項の会長、副会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第1号の規定の代表理事とし、前項の専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の規定の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。

4 理事と監事は、相互に兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

第23条 会長は、法令及び定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けた時はその職務を行う。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、会長及び副会長に事故があるとき、又は欠けたときはその業務の執行にかかわる職務を行う。

4 常務理事は理事会の特命を受けた業務を執行する。

5 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を遂行する。

6 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度4か月を超える間隔で2回以上、自己の業務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

(1) 法人の財産及び会計の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査し、監査報告を作成すること。

(3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について不正行為を行い、若しくは当該行為を行うおそれがあると認められるときは、遅滞なく理事会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会を招集すること。

(役員任期)

第25条 この法人の役員任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに

関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとし、増員として選任された理事の任期は、他の現任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利業務を有する。

(役員解任)

第 26 条 役員は総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 27 条 役員は無報酬とする。但し、専務理事及び常務理事は報酬等を支給することができる。

2 専務理事及び常務理事には、総会において別に定める役員報酬等及び費用規程に従って費用を支給することができる。

(事務局及び職員)

第 28 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長その他所要職員を置く。

2 事務局長は理事会の承認を得て会長が任免する。

3 職員は会長が任免する。

4 職員は、有給とする。

## 第 6 章 理事会

(職務及び構成)

第 29 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 31 条 理事会は会長が招集する。

2 理事会の招集は、各理事及び各監事に対し、理事会の日時、場所及び目的を記載した書面をもって、理事会の日の 7 日前までに通知を発しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数及び決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第 34 条

理事が理事会の決議の目的である事項を提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることが出来るものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意した場合は、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた場合は除く。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には出席した会長、副会長及び監事が記名押印する。

## 第 7 章 資産および会計

(事業計画書及び収支予算書)

第 36 条 この法人の事業計画書及びこれに伴う収支予算書は、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

事業計画書及び収支予算書を変更しようとする場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 37 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 2 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 貸借対照表
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (5) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置かねばならない。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(事業年度)

第 38 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日で終わる。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 39 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 40 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散することができる。

(合併)

第 41 条 この法人は、総会の決議により合併することが出来る。

(剰余金)

第 42 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の処分)

第 43 条 この法人の清算に伴う残余財産の処分は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 条に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 44 条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第 10 章 雑則

(細則)

第 45 条 この定款を施行するための細則は、理事会の議決を経て、会長が定める。